30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）			30.04		医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。）	
3004.10		［略］			3004.10		［同左］	
3004.20	000	－その他のもの（抗生物質を含有するものに限る。）		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）	3004.20	000	－その他の抗生物質を含有するもの	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）
		－その他のもの（第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものに限る。）					－第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	
3004.31 ～ 3004.39		［略］			3004.31 ～ 3004.39		［同左］	
		－その他のもの（アルカロイド又はその誘導体を含有するものに限る。）			3004.40	000	－アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第29.37項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）
3004.41	000	－－エフェドリン又はその塩を含有するもの		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）				
3004.42	000	－－プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）又はその塩を含有するもの		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）				
3004.43	000	－－ノルエフェドリン又はその塩を含有するもの		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）				
3004.49	000	－－その他のもの		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）				
3004.50	000	－その他のもの（第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）	3004.50	000	－その他の医薬品（第29.36項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）
3004.60	000	－その他のもの（この類の号注２の抗マラリア有効成分を含有するものに限る。）		ＫＧ（Ｉ．Ｉ．）			［新規］	
3004.90		［略］			3004.90		［同左］	
30.05		［略］			30.05		［同左］	
30.06		［略］			30.06		［同左］	
［略］					［同左］			
31.01		［略］			31.01		［同左］	
31.02		［略］			31.02		［同左］	
31.03		りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）			31.03		りん酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。）	
		－過りん酸石灰及び重過りん酸石灰			3103.10	000	－過りん酸石灰及び重過りん酸石灰	ＭＴ
3103.11	000	－－五酸化二りん（P_2O_5）の含有量が全重量の35％以上のもの		ＭＴ				
3103.19	000	－－その他のもの		ＭＴ				
3103.90		［略］			3103.90		［同左］	
31.04		［略］			31.04		［同左］	
31.05		［略］			31.05		［同左］	
［略］					［同左］			
37.01 ～ 37.04		［略］			37.01 ～ 37.04		［同左］	